

議案第69号

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホームの職員配置の基準を改める必要があるによる。

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。